

高知県教職員組合
執行委員長 細木 久
高知県高等学校教職員組合
執行委員長 谷内 康



2023年度人事委員会勧告に関する要望書

貴職におかれましては、日頃より高知県の公務員の地位向上・待遇改善にご尽力頂いていることに敬意を表します。

昨年度はほとんどの都道府県が一時金の月数を0.1月引き上げる中、高知県の引き上げ幅は0.05月で全国との格差が0.2月に広がり、東京とは0.35月の格差となりました。月例給は地域手当の是正がない中で、月例給と一時金の月数による全国との2重の格差の解消に逆行することとなりました。

8月7日人事院は、国家公務員の初任給を大幅に引き上げるとともに、月例給を平均3,869円、全ての年齢層で引上げ、一時金は期末手当と勤勉手当の引き上げを勧告しました。また、民間賃金の地域間格差を広げるもととなってきた最低賃金について、高知県を初めCランクの県で中央審議会の目安額を上回る答申が出されており、地域間格差を解消する動きも強まっています。高知県の教職員の働く意欲の向上と教職員のなり手を確保するために、全ての教職員の賃金を大幅に引上げて全国との格差を縮めること、労働条件を全国に先駆けて改善することが求められています。

貴委員会は2022年度の報告で、時間外の在校等時間が上限の45時間を超える教育職員の割合は依然として高い状況にあることにふれ、「教育委員会は、引き続き、在校等時間の把握による勤務時間管理の徹底を図るとともに、部活動の指導を含めた業務の見直しやデジタル技術の活用による業務効率化、外部人材の活用等による教育職員の負担軽減の取組を更に推進し、市町村教育委員会とも連携しながら、長時間労働の縮減を図る必要がある」と、学校現場における総実勤務時間の短縮にむけた改善の必要に言及されました。しかし、こうした貴委員会の指摘にもかかわらず、長時間過密の勤務実態はほとんど改善されていません。そうした中、8月28日に中央教育審議会の部会が標準授業時数より多すぎる授業時数を見直すことなどを含む緊急提言を発表しました。

この間、教育実習生や臨時教員に対する深刻なハラスメントへの県教育委員会の対応の問題点が明らかになりました。県立学校でのアンケート結果にもハラスメントの深刻な実態が現れています。県教育委員会の対応の徹底した検証と、それに基づくハラスメント対応の抜本的な見直しが急務です。

教職員が健康で安心して働くことができ、教育活動に力を注ぐことができるよう、人事委員会が労働基本権制限の代償機関及び労働基準監督機関としての役割を発揮され、下記の事項を勧告・報告すること、また実行することを要望します。

記

1. すべての教職員の月例給・一時金を引き上げ、初任給、若年層の給与を改善するとともに中高年層の給与改善の勧告を行うこと。一時金は国や他県との格差を縮小するためにも国人勤を上回る引き上げ、特に期末手当引き上げの勧告を行うこと。また、燃油高騰に伴う通勤手当の改善を図る勧告を行うこと。
2. 「総実勤務時間の短縮」について、職場の実態を正確につかみ、持ち時数制限や教職員増、不要不急業務の削減、授業時数の見直しなどの実効ある施策を講ずるよう、「任命権者」の一層の努力を促すこと。また、産育休・病休代替の未配置の実態を把握し、改善を求めること。
3. 高齢期の雇用については、定年まで働き続けられる職場環境への改善を基本としつつ、多様な形で年金支給開始年齢まで働き続けられる制度となるように改善をすること。また、定年延長により給与を7割に減じる措置を廃止あるいは改善すること。
4. 母性保護・少子化対策を一層実施・充実すること。
5. ハラスメントの予防、被害拡大防止と救済のため公正で透明性のある相談体制、ハラスメント解消のための体制を整備すること。
6. 非正規教職員のさらなる賃金改善・待遇改善を行うこと。特に、会計年度任用職員については、制度導入の趣旨と、「同一労働同一賃金」「職務給・均衡・平等取扱い等の諸原則」の観点から、勤務条件全般について点検を行うとともに、改善すべき事項を示すこと。
7. 再任用教職員の給与と手当を「同一労働同一賃金」の原則に立ち改善すること。
8. 夏季休暇の取得可能期間を「6月から10月まで」に拡大すること。
9. 労働基準監督機能を発揮し、長時間勤務や労働安全衛生の実態をつかむため、人事委員会として学校訪問をすること。

以上